

「在宅医療事務入門 - 平成30年4月版 -」 追補・訂正

(平成30年6月25日現在)

訂正(削除) テキスト 15 ページ

4. 介護医療院 → 削除

【参考補足】

介護医療院は、在宅復帰・在宅移行の評価としては「居住系介護施設」と同様の扱いですが、診療報酬の算定においては「介護老人保健施設」と同様の扱いとなるため、「在宅で療養を行っている患者」には含まれません。

追補 テキストページ 25 ページ

真ん中枠【単一建物居住者】について

★単一建物居住者数カウントの例外

単一建物居住者数カウントには例外があります。

1. ユニット数が 3 以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、居宅療養管理指導費を算定する人数を、単一建物居住者の人数とみなすことができる。
2. 1つの居宅に居宅療養管理指導費の対象となる同居する同一世帯の利用者が2人以上いる場合の居宅療養管理指導費は、利用者ごとに「単一建物居住者が1人の場合」を算定する。
3. 居宅療養管理指導費について、当該建築物において当該居宅療養管理指導事業所が居宅療養管理指導を行う利用者数が、当該建築物の戸数の 10%以下の場合又は当該建築物の戸数が 20 戸未満であって、当該居宅療養管理指導事業所が居宅療養管理指導を行う利用者 2 人以下の場合には、それぞれ「単一建物居住者が1人の場合」を算定する。

訂正 テキスト 57 ページ

下 5 行

▶ 在宅患者割合が 95%以上で、基準を満たさない場合の減算

在宅患者割合が 95%以上で在支診の要件(10 ページ参照)を満たさない(以下略)

訂正 テキスト 153 ページ

点数の表

在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算

2 CPAP を使用した場合 1,110 → (正) 1,000

平成 30 年 6 月 21 日事務連絡

「平成 30 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」による訂正・削除等

<http://www.mhlw.go.jp/file.jsp?id=567322&name=file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000212860.pdf>

訂正(追加挿入) テキスト 48 ページ 8 行目

「C005-1-2」同一建物居住者訪問看護・指導料の同一建物居住者ターミナルケア加算又は連携する訪問看護ステーションにおいて訪問看護ターミナルケア療養費を算定していること。

訂正 テキスト 81 ページ 四角の表内 9 行目

人工呼吸器を装着している患者 → (正) 人工呼吸器を使用している状態

訂正(追加挿入) テキスト 89 ページ 下から 11 行目

又は在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の注1の「イ」を算定すべき訪問診療を行っている保険医療機関が、

訂正 テキスト 106 ページ 16 行目

(7)麻薬管理指導加算の算定に当たっては、(4)の薬剤管理指導記録に、少なくとも次の事項について記載しなければならないこと。

→ (正) (5)の

訂正(追加挿入) テキスト 111 ページ 20 行目

…所属する場合においては、以下のアからウまでを満たすときは、関係者のうちいずれかが…

訂正(削除) テキスト 158 ページ 20 行目

(2) 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料の注に掲げる「在宅における悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法」…

以上